

## 四日市市市民自治基本条例(理念条例)の見直し 意見の内容と市の考え方

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>総論としては賛成だが、審議途中の情報が漏れることによって混乱が生じるということもあるので、そのような段階の情報の取扱いの条項を検討すべきと思う。</p>	<p>本条例第4条(市民の権利)に明記されていますが、市民は、市の行政運営に関する情報を知る権利及び市の政策の立案から評価に至る過程において自己の意見を表明し、かつ、市の意思形成に参与する権利を有しています。</p> <p>会議公開による傍聴やパブリックコメントなどにより、最終決定以前の案を見ていただくことは、意見表明のための重要な機会ですので、その旨、ご理解の上、各種情報をご活用いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>パブリックコメントとは関係ないことだが、地区市民センター館長に権限と財源を移譲することについては、議員の関与が危惧され、各種団体や自治会が牽制されることになると想定されるため、反対である。</p>	<p>今回の意見募集の趣旨とは異なる観点でのご意見ですので、市政へのご意見・ご提言として受理させていただき、担当部局に提供させていただきます。</p>